

○ 議長 吉田 義一 ただ今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○ 議長 吉田 義一 お諮りします。本日は休会の日ですが、予算特別委員会が終了しましたので、特に会議を開くことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

○ 議長 吉田 義一 異議なしと認めます。よって本日は特に会議を開くことに決定しました。

14日に引き続き会議を再開します。(午後 4時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。(午後 4時00分開議)

議事日程第3号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 吉田 義一 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長において

官 元 哲 夫 君

金 子 廣 司 君

の両君を指名します。

◎ 日程2番 報告第1号 予算特別委員会報告 議案第13号から議案第26号

○ 議長 吉田 義一 日程2番 報告第1号 予算特別委員会報告 議案第13号から議案第26号までについてを議題とします。

本案件について、予算特別委員会委員長より報告を求めます。

○ 議長 吉田 義一 予算特別委員会委員長 笹木英二君。

(平田議員 午後 4時 5分退場)

○ 予算特別委員長 笹木 英二 予算特別委員会審査結果報告を申し上げます。

本定例会において予算特別委員会に付託されました議案第13号から議案第26号までの平成23年度月形町各会計予算及び予算関連議案については、議長を除く全議員による本委員会を設置し、3月15日から17日の3日間に渡り委員会を開催し、各会計予算書及び一般会計予算説明資料に基づいて慎重に審査を行ったところであります。すでに議員各位のお手元に配布した報告書のとおり、本委員会は議案第13号から議案第26号までの月形町各会計予算及び予算関連議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、会議規則第77条の規定に基づき、予算特別委員会報告といたします。

○ 議長 吉田 義一 ただ今、予算特別委員会委員長より報告がありました。

お諮りします。議案第13号 平成23年度月形町一般会計予算、議案第14号 平成23年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第15号 平成23年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号 平成23年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第17号 平成23年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成23年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、議案第19号

公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第20号 月形町総合保健福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 月形町地域情報通信基盤施設条例の制定について、議案第24号 月形町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について、議案第25号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について以上14議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であり、予算特別委員会において十分審議されていますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

○ 議長 吉田 義一 異議なしと認めます。これから議案第13号から議案第26号までの14議案について一括採決をします。本件に対する委員長報告は14議案いずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

○ 議長 吉田 義一 異議なしと認めます。よって議案第13号から議案第26号までの14議案については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎ 日程3番 意見案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する要望意見書の提出について

○ 議長 吉田 義一 日程3番 意見案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する要望意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

（平田議員 午後 4時 8分入場）

○ 議長 吉田 義一 笹木英二君。

○ 議員 笹木 英二 提案理由について説明申し上げます。

意見書本文、提出者及び賛成者はお手元に配布のとおりであります。

地域医療存続のための医師確保に関する要望意見書の提出について、医師不足の現状は、抜本解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。平成16年に始まった新医療臨床研修制度により医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が信仰な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに出張医勤務に多額な費用を要し、病院経営が非常に困難な状況にあることから早急な解消対策が求められております。住民の安全・安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備にあたり、何よりも安定した医師の確保が必要であります。以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられるよう強く要望するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであり、提出先は記載のとおりであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長 吉田 義一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 吉田 義一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。
次に討論を行います。討論ございませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 吉田 義一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。
お諮りします。意見案第2号は、原案のとおり提出することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)
- 議長 吉田 義一 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり提出することに決定しました。

◎ 日程4番 会議案第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

- 議長 吉田 義一 日程4番 会議案第1号 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

- 議長 吉田 義一 異議なしと認めます。よって申し出のありました閉会中の所管事務調査につきましては、許可することに決定しました。

- 議長 吉田 義一 お諮りします。本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

よって会議規則第7条の規定により本定例会は本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

- 議長 吉田 義一 異議なしと認めます。よって本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

- 議長 吉田 義一 これで本日の会議を終了します。平成23年第1回月形町議会定例会を閉会します。

(午後 4時10分閉会)